

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度海老名市一般会計
補正予算（第 8 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度
海老名市一般会計補正予算（第 8 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項
の規定により報告し、承認を求める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

平成 25 年度海老名市一般会計補正予算（第 8 号）について、急施を要し、専決処
分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の予算を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日 専決

海老名市長 内 野 優

記

平成 2 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 8 号）

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

平成 2 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 5 年度海老名市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,320 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,801,300 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		千円 1, 192, 414	千円 35, 320	千円 1, 227, 734
	2 基金繰入金	1, 116, 167	35, 320	1, 151, 487
歳 入 合 計		39, 765, 980	35, 320	39, 801, 300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		千円 3,589,647	千円 35,320	千円 3,624,967
	1 教育総務費	1,767,677	35,320	1,802,997
歳 出 合 計		39,765,980	35,320	39,801,300

第2表 繰越明許費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
10 教育費	1 教育総務費	(仮称)教育支援センター建設事業	87,542	(仮称)教育支援センター建設事業	124,682